

令和 6 年度サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 開催要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 実施主体

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・定員・会場

期別	区分	会場	期日	開催場所	定員
前期	講義	eラーニングによる受講（約7.5時間） 7月22日（月）～8月2日（金）			100名
後期	演習	浜田	8月8日（木）～9日（金）	いわみーる 401会議室 浜田市野原町 1826-1	40名
		松江	8月21日（水）～22日（木）	いきいきプラザ島根 403研修室 松江市東津田町 1741-3	60名

※後期は2会場（浜田、松江）の内、どちらかで受講していただきます。

【定員について】

・定員を超過した場合は、申込書に記載された優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

【eラーニングについて】 ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

- ・eラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- ・eラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意していただくことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- ・eラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、動画を繰り返し視聴できます。

4. 受講対象者 ※必ず別紙「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修受講要件確認表」にてご確認ください

(1) サービス管理責任者として従事しようとする者 下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者としてします。

- ①指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者に配置予定の者
- ②「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む）
- ③研修開始日においてサービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。（別紙参照）

(2) 児童発達支援管理責任者として従事しようとする者 下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者としてします。

- ①指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者に配置予定の者
- ②「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む）
- ③研修開始日において児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。（別紙参照）

(3) 申込みは、県内事業所等に限り（ただし、現在他県にお住まいの方で、今後島根県内の事業所に従事される方は除く）。**同一事業所内で優先順位**をつけてください。

(4) 後期演習に向けての事前課題作成が可能な者としてします。

(※) サービス管理責任者…「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」

児童発達支援管理責任者…「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」

注：平成31年度から新たにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、**基礎研修及び実践研修**の修了が必須となりました。配置後は、定期的に**更新研修**を修了する必要があります。

5. 申込方法・受講決定・受講料

- ① **令和6年5月10日(金)17時まで受け付けます。** ※期限を過ぎた受講申込は受け付けません。
- ② 申込期間中に「**島根県福祉人材センターホームページ** (<https://www.shimane-fjc.com/>)」にアクセスして、『**研修受講サポートシステム**』のマニュアルをご覧ください、入力手順にしたがって申し込んでください。
事業所の登録→受講者の登録→事業所へ申込確認メールが到着して申込み完了です。
※事業所の登録は初回システム利用時、1回登録するだけで全ての研修への対応が可能です(登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください)。
※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。
※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください。(個人での申込はできません。)
- ③ **申込と併せ、下記(ア)～(ウ)に従い各種書類をアップロードし、添付してください。**
 - (ア) **「相談支援従事者初任者研修」修了証書または受講証明書の写し**
 - (イ) **様式1「実務経験証明書」**
 - (ウ) **様式2「受講理由書」**(申込時点で障害福祉サービス事業所・施設等に所属していない方)
- ④ 受講を決定した場合、締切後概ね2週間で「**受講決定通知書**」を送付します。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。
- ⑤ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください(振込手数料はご負担ください)。**受講料 ひとり 3,000円(消費税非課税)**
- ⑥ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。
- ⑦ eラーニングのパスワード等は別途送付します。再発行は出来ませんので、大切に保管してください。
- ⑧ この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

6. 修了証書の交付等

- ① 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。
- ② 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- ③ 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合(注1)、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為(講師等から注意を受けても受講態度が改善されない、グループワークに等において消極的な態度も含む)
③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)
④事前課題が適切に実施されていないと判断された場合

7. その他

- ① 昼食は各自ご準備ください。
- ② 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- ③ 会場は室温調整が十分にできませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録されたファックス番号宛(勤務先等)に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑦ インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧ 感染症対策の一環として、マスク着用を推奨します。
- ⑨ 車椅子席の用意等が必要な方など、合理的配慮が必要な方は、受講申込時にお知らせください。

8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター)
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2F 担当/足立・永瀬
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和6年度 サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 日程表

●前期 eラーニングによる受講 動画公開日<7/22(月)～8/2(金)>

科目
サービス提供の基本的な考え方(1H)
サービス提供のプロセス(1.5H)
サービス等利用計画等と個別支援計画の関係(1.5H)
サービス提供事業所と利用者主体のアセスメント(2.5H)
個別支援計画作成のポイントと作成手順(1H)

●後期【浜田】8/8(木)～8/9(金) いわみーる 401研修室 (浜田市野原町1826-1) 【松江】8/21(水)～8/22(木) いまいきプラザ島根 403研修室 (松江市東津田町1741-3)

	時間	科目
1 日 目	9:00～9:20	受付
	9:25～9:30	開会
	9:30～15:00 ※昼食休憩あり	個別支援計画の作成(演習)
	15:10～16:10	個別支援計画の作成実施状況の把握(モニタリング)および記録方法(演習)
9:00～11:00		
2 日 目	11:10～12:10	まとめ
	12:10～12:20	サービス管理責任者等研修の見直しについて(島根県障がい福祉課)

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

◎サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) | <input type="checkbox"/> 共同生活援助 | <input type="checkbox"/> 自立生活援助 |
| <input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練) | <input type="checkbox"/> 就労移行支援 | <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 |
| <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型 | <input type="checkbox"/> 就労定着支援 | <input type="checkbox"/> 療養介護 |
| <input type="checkbox"/> 生活介護 | <input type="checkbox"/> 施設入所支援 | |

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

◎児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 児童発達支援 | <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス | <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 |
| <input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 | <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設 | <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 |

eラーニングのイメージ

◆必要動作環境

インターネット環境、メールアドレス、動画視聴が可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等が必要です。
動画は転送量が大きいので、モバイル通信ではなくWi-Fi環境でのご利用を推奨します。

◆ログイン方法



① 島根県福祉人材センターのトップページから「eラーニングサポートページ」を開きます。



② eラーニング受講をクリックします。



③ ログインIDとパスワードを入力すると学習画面が表示されます。